

宮古市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月作成

平成 22 年 5 月更新

平成 28 年 4 月更新

令和 3 年 4 月更新

宮 古 市

目 次

はじめに	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の期間	1
(3) 計画の方針	1
1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	1
(1) 想定される地震の規模、被害の状況	1
(2) 前計画の実績（現状）と課題の検証	1
(3) 耐震化の現状と目標設定	1
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	6
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
(3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	6
(4) 地震時の総合的な安全対策	6
(5) 地震時に通行を確保すべき道路	7
(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	7
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	7
(1) 想定地震における震度分布の周知	7
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	7
(3) パンフレット等の活用	7
(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導	7
(5) 地域住民との連携による啓発活動	8
4 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力	8
(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力	8
(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力	8
5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	8
(1) 関係団体による協議会等の設置	8
(2) その他	8

宮古市耐震改修促進計画

はじめに

(1) 計画策定の趣旨

宮古市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号、以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

(2) 計画の期間

本促進計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(3) 計画の方針

岩手県耐震改修促進計画を勘案し施策を講じるものとします。特に、多くの建築物の耐震診断及び耐震改修が実施されるよう、環境の整備に努めることを基本的な取り組み方針とします。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、本市を含む沿岸を中心とした14市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖等の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。

② 岩手県地域防災計画による県内の地震被害想定では、活断層による内陸直下型地震や三陸沖等の海溝型地震により建築物686,116棟のうち最大5,313棟(倒壊率：0.77%)が全壊するとしています。また、この地震により死者は97名、負傷者は1,484名にのぼるものと想定しています。

③ 全国を概観した地震予測図(独立法人防災科学技術研究所より公開)によると、宮城県沖及び三陸沖南部海溝寄りの地震において市内では震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されております。市内の震度分布については、資料-地震想定震度マップのとおり想定されています。

(防災科学技術研究所 地震ハザードステーション「J-SHIS」より

<http://www.bosai.go.jp/>)

(2) 前計画の実績（現状）と課題の検証

① 住宅の耐震化（耐震化率は住宅・土地統計調査値より推計）

○目 標：耐震化率 66.3%（平成25年統計値） ⇒ 令和2年度までに85%

○実 績：平成30年統計調査値により81.1%であり令和2年度には概ね達成
課題

木造住宅耐震改修支援事業による耐震化に加え、所有者が独自に耐震改修を行ったものや、建替えや新築があったことから、耐震化率は概ね順調に推移しています。しかし、住宅所有者の高齢化や費用負担が大きいことなどから補助事業の件数は年々減少していることから、より一層普及啓発に取り組むとともに、効果的な耐震化促進のための対策の検討を行う必要があります。

② 多数の者が利用する建築物の耐震化

- 目標 標：耐震化率 89.4% ⇒ 令和2年度までに95%
(耐震性不安建築物15棟) (耐震性不安建築物7棟)
- 実績 績： 令和2年3月末 約96.4%
(耐震性不安建築物5棟)

課題

耐震化の目標を達成していない建築物があり耐震化の促進のための取組が必要です。

③ 公共建築物の耐震化

- 目標 標：耐震化率 94.7% ⇒ 令和2年度までに100%
(耐震性不安建築物5棟) (耐震性不安建築物0棟)
- 実績 績： 令和2年3月末 約100%
(耐震性不安建築物なし)

(3) 耐震化の現状と目標設定

耐震化の状況と目標について、①住宅と、②特定既存耐震不適格建築物について定めるものとします。

また、特定既存耐震不適格建築物のうち市有の学校、庁舎、市営住宅、その他の施設の用途について個別に目標を定めるものとします。

ただし、国・県又はこれらに類する者が管理する建築物については、本促進計画に含めないものとします。

※ 特定既存耐震不適格建築物とは

主に学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、政令で定める規模以上のものをいいます。

これらの建築物について、所有者は耐震化に努めなければなりません。

規模要件は別表のとおりです。P-6（法第14条関係）

① 住宅

平成30年住宅・土地統計調査により推測される市内の住宅の耐震化の状況は表1のとおり住宅21,690戸のうち、耐震性に不安のある住宅は4,110戸、耐震性のある住宅は17,580戸であり、耐震化率は81.1%となっています。

本促進計画で想定する大規模地震による被害を抑制するため、令和7年度末の住宅の耐震化率を90%とすることを目標とします。

また、耐震診断については、50戸の診断が行われることを目標とします。

表1 住宅の耐震化の状況

(単位:戸)

区 分	建 築 物 の総数 ①	昭 和 55 年以 前の建築物 ②	耐震性に 不安のあ る建築物 ④ (②-③)	昭 和 56 年 以 降 の 建 築 物 ⑤	耐震性有 の建築物 ⑥ (③+⑤)	現状の 耐震化 率 (%) ⑥／① ×100	耐震化の 目標 (%) () 書き は戸数
		う ち 耐 震性有 ③					
木造	17,960	6,450	3,800	11,510	14,160	78.8	89 (16,100)
		2,650					
非木造	3,730	860	310	2,870	3,420	91.7	95 (3,500)
		550					
合 計	21,690	7,310	4,110	14,380	17,580	81.1	90 (19,600)
		3,200					

② 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は表2のとおり96.5%となっています。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は98.7%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は90.0%、特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は95.3%となっています。令和7年度末の耐震化率を100%とすることを目標とします。

表2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

(単位:棟)

区 分	建 築 物 の 総数 ①	昭 和 56.6 以前の建築 ②	耐 震 性 に 不 安 の あ る 建築物 ④ (②-③)	昭 和 56.6 以降の 建築物 ⑤	耐震性 有の建 築物 ⑥ (③+ ⑤)	現状の 耐震化 率 (%) ⑥／① ×100	耐震化 の目標 (%) () 書 きは棟 数
		うち耐 震性有 ③					
災害時の拠点・避難施設となる建築物 (避難所、学校、病院、 体育館等)	79	43	1	36	78	98.7	100 (79)
		36					
不特定多数の者が利用 する建築物 (百貨店、ホテル、集会 所、福祉センター、図 書館等)	20	10	2	10	18	90.0	100 (20)
		4					

特定多数の者が利用 する建築物 (賃貸共同住宅、老人 ホーム、幼稚園、保育 所等)	43	12	2	31	41	95.3	100 (43)
		10					
合 計	142	65	5	77	137	96.5	100 (142)
		50					

表2の数値は、市有建築物データ（令和2年3月末現在）及び宮古市建築住宅課資料（建築確認資料）により推計

②-2 市有建築物

表2の特定既存耐震不適格建築物建築物のうち、市の所有する学校、庁舎、市営住宅、その他の施設について個別に耐震化率の目標を設定し、耐震化に努め、表3のとおり学校・庁舎・市営住宅・その他の施設はいずれも目標を達成しております。

市有建築物は、地震時の拠点・避難施設となっているものが多く、その耐震性の確保が特に必要であることから、耐震化を図りました。引き続き適切な維持管理を行います。

表3 表2の特定既存耐震不適格建築物のうちの市有建築物の耐震化の状況（単位：棟）

区 分	建築物 の総数 ①	昭和 56.6 以前 の建築物 ②	耐 震 性 に 不 安 の ある 建築物 ④ (②-③)	昭 和 56.6 以 降 の 建 築物 ⑤	耐 震 性 有 の 建 築物 ⑥ (③ + ⑤)	現 状 の 耐 震 化 率 (%) ⑥ / ① ×100	耐 震 化 の目標 (%) () 書 きは棟 数
		うち耐 震性有 ③					
学 校	61	34	0	27	61	100.0	100 (61)
		34					
庁 舎	4	4	0	0	*4	100.0	100 (4)
		1					
市 営 住 宅	19	8	0	11	19	100.0	100 (19)
		8					
そ の 他 の施設	12	3	0	9	12	100.0	100 (12)
		3					
合計	96	49	0	47	96	100.0	100 (96)
		46					

表3の数値は、市有建築物データ（令和2年3月末現在）により推計 *（建替含む）

◎多数の者が利用する建築物(特定既存耐震不適格建築物)：耐震改修促進法第14条、第15条、耐震改修促進法施行令第6条、第7条、第8条関係

用 途		建築物の耐震化に努めなければならない規模の要件	建築物の耐震化について行政庁が指示することができる規模要件 (指示に従わない場合は、その旨を公表できる)
学 校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す		政令で定める数量以上の危	500㎡以上

る建築物	陰物を貯蔵又は処理するすべての建築物	
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築などを行い、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について宮古市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを定め普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修を行おうとする市民を支援できるよう、支援の拡充や制度の充実・維持に努めていくものとします。

(3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

市民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、「岩手県木造住宅耐震診断士認定制度」及び「いわて木造住宅耐震改修事業者登録制度」登録者の情報提供を行います。

また、防災行事やイベントの機会をとらえ情報提供、耐震診断・耐震改修に係る各種相談や周知に努めることにより、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備を図ることとします。

(4) 地震時の総合的な安全対策

① ブロック塀、石塀等の安全対策

○既存コンクリートブロック塀等の安全確保のために、通学路、避難路や避難場所にある危険なコンクリートブロック塀等の把握に努め、所有者には、日頃の点検の重要性について啓発を行うとともに、改修について促します。

○ブロック塀等の安全対策事業の対象となる避難路等は以下のとおりとする。

- i) 避難路については、市の区域内にある国道、県道及び市道並びに市の小学校及び中学校の指定する通学路とする。
- ii) 避難場所については、宮古市地域防災計画の資料編 1-3-15-1 避難場所及び避難所として位置づけられているもの。ただし、学校施設は除くものとする。

② 家具の転倒防止策の推進

建築物内のタンス、食器棚、書棚等の地震時における転倒防止策として、防災行事やイベント、広報紙等を通じて家具転倒防止器具の設置を促します。また、高齢者や障害者等の災害弱者世帯を中心に転倒防止器具の取付支援の制度を引き続き行います。

③ 窓ガラス、天井、外壁等の落下物対策

地震時における、建築物の窓ガラス飛散、天井・外壁等の落下による被害を防止するため、市有建築物の安全対策に取り組むとともに、県が建築物所有者に対し行う助言などにたいして協力を行っていくものとします。

④ エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、地震対策がなされていないエレベーターの所有者に対し、地震の初期微動を感知したときに最寄階に停止しドアを開放する装置などの設置を促していくものとします。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路

県及び市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に加えて、避難道路沿いに立地する建築物の耐震診断及び耐震改修が行われるよう、誘導していくものとします。

また、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路閉塞が生じ多数の者の円滑な避難を困難とする恐れの有無等を判断するため、必要となる現況の調査を行うものとします。

(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、地震災害発生時に災害応急対策の拠点や避難所となる公共施設、中でも学校、庁舎等のうち耐震改修促進法第14条に規定された特定既存耐震不適格建築物、及び平成7年1月の阪神・淡路大震災で被害が集中した昭和56年5月以前に在来軸組工法で建てられた戸建て木造住宅とします。

市有建築物については、原則として災害応急対策の実施や防災拠点となる施設、避難所、その他の施設の順に、重要度や建設年次などの諸条件を勘案して耐震診断を行い、耐震化に努めていくものとします。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の周知

市民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、想定地震における市全域の震度分布を、国や県、関係機関の調査を基にして作製した地震想定震度マップにより、市民へ周知します。

なお、地震想定震度マップについては、必要に応じ見直しを行っていくものとします。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

窓口において、市民が耐震化に関する相談や耐震診断等の説明を容易に受けられるよう、様々な情報について市の広報紙などを通じ提供をしていくものとします。

また、「岩手県木造住宅耐震診断士」、「いわて木造住宅耐震改修事業者」等の資格者の多くが所属する(社)岩手県建築士会宮古支部と連携することにより、相談体制の充実を図るものとします。

(3) パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、市独自で作成しているパンフレットとともに、国や県、関係機関作成のパンフレットを活用し、耐震化への誘導を行うものとします。

(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことで得られる工事費用の軽減・工事期間短縮等のメリットについて、市民へ情報提供を行い、リフォームに併せた耐震改修へ誘導を行います。

(5) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は「自らの命は自らで守る自らの地域は皆で守る」であり、地域住民が連携し地震対策を講じることが重要です。

市は、市内にある自治会や町内会、自主防災組織等が従来から行っている各種講座を活用し、耐震対策について継続的に情報の提供を行うことにより、地域住民等との連携を図るものとします。

4 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力

(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力

法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要があります。

市は、法第15条の規定に基づき県が特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して行う耐震化への指導及び助言に協力を行うものとします。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力

市は県と連携を図り、公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第10条の規定により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなどについて、県が行う勧告・命令に協力を行うものとします。

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会等の設置

県、特定行政庁設置市及び関係機関で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」を通じて耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い、促進計画を円滑に行うものとします。

(2) その他

促進計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しを行うものとします。

また、促進計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めるものとします。